



茨城県報

第 592 号

令和 7 年 (2025 年) 3 月 6 日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
●茨城県建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課)	1
(公 安 委 員 会)	
●茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	7
告 示	
●知事指定薬物の指定 (薬務課)	44
●木材業者等としての登録票の書換え (林政課)	45
●保安林の指定の解除 (林業課)	45
●定款変更の認可 (農村計画課)	45
●茨城県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し (会計管理課)	46
公 告	
●落札者等の公示 (2 件) (管財課)	46
●都市計画の図書の縦覧 (4 件) (都市計画課)	47
●開発行為の工事完了 (建築指導課)	48
(教 育 委 員 会)	
●落札者等の公示	49
規 程	
(企 業 局)	
●茨城県企業局職務権限規程の一部を改正する規程	49

規 則

茨城県規則第11号

茨城県建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 6 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県建築士法施行細則の一部を改正する規則

茨城県建築士法施行細則 (昭和26年茨城県規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「, 生年月日及び性別」を削る。

第 6 条第 1 項中「, 免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書 (以下「免許証明書」という。) 及び本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添えて」を削り、同条第 2 項を削

り、同条第 3 項中「第 1 項の」を「前項の規定による」に、「訂正し、前項の規定による申請があつたときは、免許証を書き換えて、第 1 項の者に交付する」を「訂正する」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(書換え交付の申請)

第 6 条の 2 二級建築士及び木造建築士は、前条第 1 項の規定による届出をする場合において、免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「免許証明書」という。)に記載された事項に変更があつたときは、知事に対し、免許証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項及び法第 5 条第 3 項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、様式第 4 号による免許証書換え交付申請書に、免許証又は免許証明書及び本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

第 25 条中「第 7 条」を「から第 7 条まで」に、「第 6 条第 1 項」を「第 6 条の 2 第 1 項」に、「第 6 条第 2 項中「免許証を交付する」とあるのは「免許証明書を交付する」と、」を「「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、同条第 2 項中「法第 5 条第 3 項の規定により免許証」とあるのは「法第 10 条の 21 第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 5 条第 3 項の規定により免許証明書」と、同条第 3 項及び」に、「前条第 3 項」を「前条第 4 項」に、「あつた」を「あつた」に改める。

様式第 3 号中

「〔記入注意〕 ※印欄は記入せず、本籍の記載のある住民票の写しは、この申請前 30 日以内のものを添えてください。」

及び「免許証及び本籍の記載のある住民票の写しを添えて」を削り、

生 年 月 日			を
性 別			
本 籍 地			
登 録 番 号			
登 録 年 月 日			

生 年 月 日			に
登 録 番 号			
登 録 年 月 日			

改める。

様式第 4 号中「第 6 条第 2 項」を「第 6 条の 2 第 2 項」に、

「
二級
建築士免許証書換え交付申請書 を
木造
」
「
二級

建築士免許証書換え交付申請書

木造

に

〔記入上の注意〕 ※印欄は記入せず、本籍の記載のある住民票の写しは、この申請前30日以内のものを添えてください。」

改める。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号 (第44条関係)

一級
二級
木造

建築士事務所登録事項変更届

下記のとおり登録事項に変更が生じたので、建築士法第23条の5の規定により届け出ます。

年 月 日

茨城県知事

殿

指定事務所登録機関

事務所法人 法人名称
建築士事務所 開設者氏名
名 称
登 録 番 号
登 録 年 月 日

記

項 目		変 更 前	変 更 後	変更年月日		
変 更 事 項	建築士事務所	フリガナ 名 称			年 月 日	
		所 在 地	〒	〒		
		電話番号				
	開 設 者	個 人	フリガナ 氏 名			年 月 日
			住 所	〒	〒	
		法 人	フリガナ 名 称			年 月 日
			所 在 地	〒	〒	
			役 員	別紙1「役員名簿」のとおり		
	管 理 建 築 士	登録種別			年 月 日	
		登録番号	第 号	第 号		
フリガナ 氏 名						
管理建築士講習 を修了した年月 日及び修了番号		/		年 月 日		
構造設計一級建 築士又は設備設 計一級建築士で ある場合にあつ ては、その旨						
所属建築士	構造設計一級建 築士証又は設備 設計一級建築士 証の交付番号	第 号	第 号			
別紙2「所属建築士変更事項」のとおり						

- 備考 1 ※欄は、記入しないでください。
2 変更事項欄については、変更があつた事項のみ記入してください。

※審査

別紙 2

所属建築士変更事項

新たに所属建築士となつた者及び登録情報に変更があつた所属建築士

フリガナ氏名	一級建築士, 二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合には, その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日又は変更年月日及び事由
						年月日
						年月日
						年月日
						年月日
変更後の所属建築士の数						
一級建築士 名		二級建築士 名		木造建築士 名		
うち 構造設計一級建築士 名						
設備設計一級建築士 名						

現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

フリガナ氏名	一級建築士, 二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合には, その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属を外れた年月日又は変更年月日及び事由
						年月日
						年月日
						年月日
						年月日
変更前の所属建築士の数						
一級建築士 名		二級建築士 名		木造建築士 名		
うち 構造設計一級建築士 名						
設備設計一級建築士 名						

備考 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士の欄には, 従前に登録された全ての所属建築士について記入し, そのうち所属を外れた建築士について, 所属を外れた年月日を記入してください。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 1 号

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 6 日

茨城県公安委員会委員長 藤 川 雅 海

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

茨城県道路交通法施行細則 (昭和 53 年茨城県公安委員会規則第 11 号) の一部を次のように改正する。

目次中「第 12 条」を「第 12 条の 2」に、「第 29 条の 4」を「第 29 条の 5」に改める。

第 25 条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を、「指定は」の次に「、免許の申請をした者が受けようとする免許の種類に応じ」を、「(様式第 48 号)」の次に「若しくは運転免許試験受験票 (原付用) (様式第 48 号の 2)」を加える。

第 28 条中「規則第 29 条第 3 項」を「規則第 21 条第 6 項、規則第 21 条の 2 第 3 項、規則第 21 条の 9 第 3 項、規則第 29 条第 3 項」に、「第 29 条の 2 第 2 項」を「第 29 条の 2 第 3 項」に、「規則第 30 条の 9 第 3 項及び規則第 30 条の 10 第 2 項」を「規則第 30 条の 7 第 4 項、規則第 30 条の 8 第 2 項及び規則第 30 条の 11 第 2 項」に改め、「規定により」の次に「、規則第 21 条第 2 項、規則第 21 条の 2 第 1 項、規則第 21 条の 9 第 1 項」を加え、「第 30 条の 9 第 1 項」を「第 30 条の 7 第 1 項」に、「及び細則第 29 条の 4 第 1 項」を「並びに第 29 条の 5 第 1 項及び第 5 項」に改める。

第 28 条の 3 の見出し中「講習」を削り、同条中「行う」の次に「審査 (以下この条において「認知機能検査員審査」という。) に合格し、又は公安委員会が行う」を加え、同条に次の 3 項を加える。

2 認知機能検査員審査は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるかどうかを確認することにより行うものとする。

- (1) 認知症 (介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。第 29 条の 3 において同じ。) について専門的な知識及び技能を有する医師
- (2) 警察庁が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者
- (3) 他の都道府県公安委員会が行う運転免許に係る講習等に関する規則第 4 条第 2 項第 1 号ロに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者
- (4) 自動車安全運転センターが行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者

3 認知機能検査員審査を受けようとする者は、認知機能検査員審査申請書 (様式第 55 号の 2) に前項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面の写しを添付して公安委員会に申請しなければならない。

4 認知機能検査員審査に合格した者に対しては、認知機能検査員審査合格証 (様式第 55 号の 3) を交付するものとする。

第 28 条の 4 中「様式第 55 号の 2」を「様式第 55 号の 4」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(高齢者講習指導員の要件)

第 28 条の 5 法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に掲げる講習 (以下この条において「高齢者講習」という。) における指導に従事する者 (第 3 号アにおいて「高齢者講習指導員」という。) の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 21 歳以上の者であること。
- (2) 高齢者講習における指導に用いる普通自動車を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) を現に

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)